

2

障害者手帳

身体障害者手帳

お問い合わせ先：宮古島市障がい福祉課 73-1975

【身体障害者手帳とは？】

身体に障がいのある方が、いろいろなサービスを受けるために必要と認定された方には手帳が交付されます。障がいの種類や程度に応じて1級（重度）～6級（軽度）までの等級があり1級～6級に該当する方には手帳が交付されます。

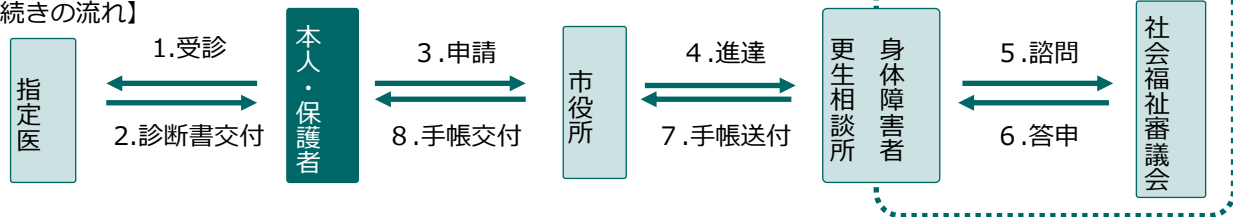
【対象となる疾患は？】

- 視覚機能障害 ○聴覚・平衡機能障害 ○音声・言語・そしゃく機能障害 ○肢体不自由
- 心臓機能障害 ○じん臓機能障害 ○呼吸器機能障害 ○直腸・ぼうこう機能障害
- 小腸機能障害 ○ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ○肝機能障害

【申請に必要なもの】

- 交付申請書 ○写真（たて4cm×よこ3cmで、1年以内に撮影したもの。脱帽で背景が無地）○印鑑
- 指定医による身体障害診断書（上記の障害ごとに診断書が異なります。また、障害の種類によっては、診断書を作成できる医師の指定があります。*疾病の原因が脳血管障害の場合は、障害の認定は発症から3ヶ月経過してからになります）
- 個人番号カード（又は 個人番号通知カードと 身分証明書）

【手続きの流れ】



療育手帳

お問い合わせ先：宮古島市障がい福祉課 73-1975

【療育手帳とは？】

療育手帳は、知的障がい者（児）が一貫した療育・援助を受け、この手帳を見せることにより様々な福祉施策を受けやすくすることを目的としたものです。

障害の程度により最重度（A1）・重度（A2）・中度（B1）・軽度（B2）の4段階に区分されます。

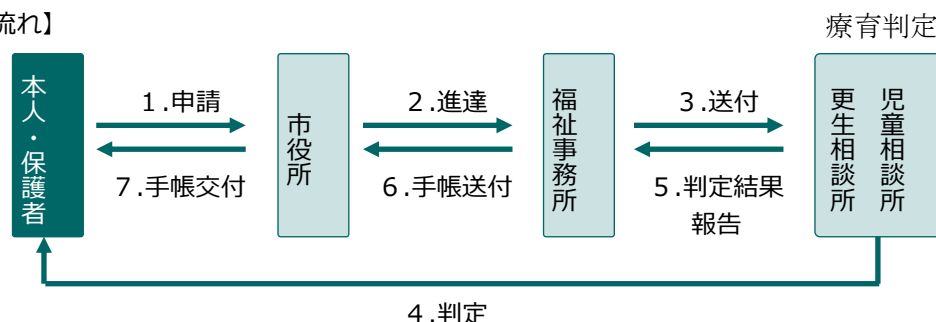
【療育判定について】

年2回沖縄県中央児童相談所・知的障害者更生相談所の宮古島巡回相談により療育判定が行われます。

【申請に必要なもの】

- 交付申請書 ○生育歴 ○写真（たて4cm×よこ3cmで、1年以内に撮影したもの。脱帽で背景が無地）
- 印鑑

【手続きの流れ】





【精神保健福祉手帳とは？】

精神に障がいを持つ方が、一定の障がいにあることを証明する手帳です。障がいの程度により1級～3級が交付されます。手帳の有効期間は2年間です。

【対象者は？】

精神障がいのために、日常生活または社会生活に不自由のある方。統合失調症・躁うつ病・てんかん・中毒性精神病・認知症などの器質性精神病などの精神疾患が対象になります。初診日（はじめて病院にかかった日）から6ヶ月以上たった日から申請できます。

【申請に必要なもの】 有効期限の3ヶ月前から更新の手続きが可能になります。

1. 診断書による提出 *自立支援医療（精神通院）と同時更新の際は、診断書内容にご注意ください。

①申請書 ②手帳申請用の診断書



◇個人番号カード
（又は 個人番号通知カードと身分証明書）

◇印鑑（本人申請場合省略可）

◇写真（任意）

*新規または、更新時に手帳の更新期間
記入欄が埋まっている場合に提出

*写真拒否の場合は届出書を提出

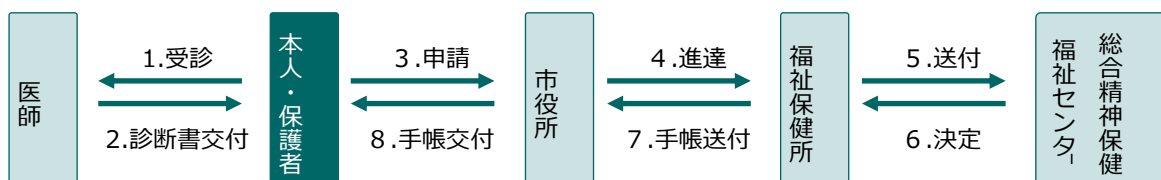
◇手帳の写し（更新のみ）

2. 障害年金証書（精神障害）による提出

①申請書 ②年金証書の写し ③照会同意書
④年金支払い通知書



【手続きの流れ】



Q1、マイナンバー制度に伴い、申請手続きが変わりますか？

⇒各申請時に個人番号が必要となります。

個人番号カード（又は 個人番号通知カードと身分証明書）が必要です。

Q2、代理人申請の場合は？

⇒委任状が必要です。

（指定書式はありませんが障がい福祉課窓口にて用紙がありますので、必要な方はご利用下さい。）

* 委任状には下記の内容が必要です。

○受任者の住所・氏名

○委任者の住所・氏名・捺印

○日付

○委任事項（委任する内容を記入）

<例>

◇重度心身障害者（児）医療費助成

◇更生医療・育成医療関係・療育手帳関係

◇身体・精神障害者手帳関係・自立支援（精神通院）関係

◇特別障害者手当・障害児福祉手当関係

Q3、手帳を紛失したときや、住所が変わったときは？

○手帳を紛失した、破損した。

⇒再交付の申請が必要です。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

○住所が変わった、名前が変わった。

⇒記載事項の変更届が必要です。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

○障がいの程度が変わった。

⇒障がいが増えたように思われる場合や、他に新たな障害がでてきたと思われる場合などは、等級が変わる可能性があります。まず医師に相談してみてください。

なお、等級が変わると受けられるサービスの内容も変わる可能性があります。

！ ご本人確認について

* 窓口へ来られた方への本人確認を行っております。

本人であることが確認できる以下の書類の提示をお願いいたします。

（顔写真付きの身分証明書であることが必須）

<本人であることが確認できる書類の例>

- ・運転免許書・旅券（パスポート）・個人番号カード・顔写真付き住民基本台帳カード
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳
- ・外国人登録証明書など顔写真付きの官公署発行の証明書（離島割引カード不可）

宮古島市内 障害手帳所持者サービス一覧 (令和2年 3月現在)

* サービスを受けるには手帳の提示が必要です。



★ 施設

施設名	身療精			備考(料金)	問い合わせ先
宮古島市総合博物館	○	○	○	無料(本人・同伴1名まで)	0980-73-0567
東平安名崎灯台	○	○	○	無料(本人・介助者1名まで)	090-8294-4010
宮古島市陸上競技場 宮古島市総合体育館	○	○	○	無料(本人・同伴1名まで)	0980-72-0778 0980-73-4469
宮古島海宝館	○	○	○	20%割引	0980-77-2323
うえのドイツ村	○	○	○	半額	0980-76-3771
ユートピアファーム	○	○	○	半額	0980-76-2949
シネマパニック宮古島	○	○	○	大人1,000円(同伴1名まで)	0980-75-3215
宮古島海中公園	○	○	○	受付提示	0980-74-6335

★ 公共交通 (陸路)



● 宮古島市内	身療精			備考(料金)	問い合わせ先
協栄バス	○	○	○	半額	0980-72-2414
八千代バス	○	○	○	半額	0980-72-0677
共和バス	○	○	○	半額	0980-78-5184
タクシー	○	○	○	詳しくは各社へお問い合わせください	
● 沖縄本島					
沖縄都市モノレール (ゆいレール)	○	○	○	半額(本人・介助者)	098-859-6601
那覇バス	○	○	○	半額	098-852-2500
沖縄バス	○	○	○	半額	098-862-6737

宮古島市内 障害手帳所持者サービス一覧 (令和2年 3月現在)

★ 公共交通 (空路)

*サービスを受けるには手帳の提示が必要です。

	身 療 精			備 考 (料 金)	問い合わせ先
JTA・日本トランスオーシャン航空	○	○	○	正規料金の約25~37%割引	0570-025-071
ANA・全日空グループ	○	○	○	正規料金の約36%割引	0120-029-377 0570-029-377
重度障害者(児)対象 「通院治療のための渡航費等助成制度」 ※障がいに起因する疾病で主治医が島外での治療が必要と認めた場合に限りです。 ※認められた場合のみ付添者も助成(①②を1人分まで) ((児) 等級の定めなし)	○ 1級 2級	○ A1 A2	○ 1級	①渡航運賃(上限額往復13,000円) (※片道6,500円) ②宿泊費(上限額8,000円) ③機内でのストレッチャー及び酸素ボンベの使用料(重度障害のみ) ①~③を年度2往復分助成。	0980-73-1975 (障がい福祉課) ※申請の有効期限 原則6ヶ月まで

★ 公共交通 (船舶)



船 舶	身 療 精			備 考 (料 金)	問い合わせ先
大神海運	○	○	○	大人片道180円(手帳のコピー)	0980-72-5447
多良間海運	○	○	○	半額(会社が認めた介護者1名)	0980-72-9209
シースカイ博愛	○	○	○	半額	0980-76-6336

★ 通 信



	身 療 精			備 考 (料 金)	
NTT 104番号案内	△	○	○	事前に申し込みが必要になります	0120-104-174
a u	○	○	○	詳しくは問い合わせ下さい	0077-7-111
NTTドコモ	○	○	○	〃	0120-800-000
ソフトバンク	○	○	○	〃	0800-919-0157
ウィルコム	○	○	○	〃	0120-921-156

★ その他 （障がい者に関するマークについて）

※宮古島市では、交通安全協会（宮古島警察署）・安全運転学校宮古分校・ホームセンター等で購入することが出来ます。



<p>障害者のための国際 シンボルマーク</p>		<p>障がい者が利用出来る建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。 ※このマークは「全ての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>
<p>身体障害者標識</p>		<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p>
<p>聴覚障害者標識</p>		<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p>
<p>盲人のための国際 シンボルマーク</p>		<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、御協力をお願いいたします。</p>
<p>耳マーク</p>		<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」事を理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>
<p>ほじょ犬マーク</p>		<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬の事を言います。現在では公共施設や交通機関はもちろん、スーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴出来る様になりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーも訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入り口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合はご理解、御協力をお願いいたします。 障がい福祉課にてステッカーを配付しています。</p>

★ その他 （障がい者に関するマークについて）



※ヘルプマーク、ちゅらパーキング利用証については、宮古島市障がい福祉課へお問い合わせ下さい。

<p>オストメイトマーク</p>		<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合にはそのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについてご理解、御協力をお願いいたします。</p>
<p>ハートプラスマーク</p>		<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といった事を希望している事があります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害へのご理解、御協力をお願いいたします。</p>
<p>ヘルプマーク</p>		<p>内部障害や発達障害、難病または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを目的として、東京都が作成し、平成24年度から導入されています。ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、モノレールやバス内で席をゆずる等、思いやりある行動をお願いします。</p>
<p>ちゅらパーキング利用証</p>		<p>公共施設や商業施設等に設置されている障がい者等用駐車区画（「車いすマークのある区画」）の利用対象者を障がい者、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な者や移動の際に配慮が必要な者に限定し、対象者には共通の「利用証」を交付することで、同駐車区画の適正利用を図る制度で、全国的には、「パーキングパーミット制度」と呼ばれています。</p> <p>※赤色：車いす使用者用 緑色：その他の障がい者、高齢者等 オレンジ色：妊産婦等</p>